

2013年4月15日

## 平成25年度/自主防災会総会 次第(案)

日の里9丁目自主防災会

1. 日時: 平成25年4月21日(日) 10時～
2. 場所: 9丁目自治公民館
3. 出席者: 平成24年度自主防災会役員  
平成25年度自主防災会役員  
平成25年度組長(全員)  
司会:総務班
4. 開会の辞: 大和副会長
5. 自主防災会長挨拶: 一色会長
6. 防災ビデオ観賞: 「防災意識を高めよう」--わがまち宗像(市役所制作)--
7. 議長選出: 大和副会長(会則第7条 5 による)
8. 審議、報告事項:
  - (1)平成24年度自主防災会の活動報告(報告事項)
  - (2)自主防災会の規約改定(審議事項)
  - (3)平成25年度自主防災会の組織、役員体制(審議事項)
  - (4)平成25年度自主防災会の活動計画(審議事項)
  - (5)防災副会長から住民(組長)の皆様へ(依頼)
9. 町内会長挨拶: 今川会長

## 1. 定例事業

\* 敬称略

| 月/日         | 主要行事                         | 活動内容、実施事項 等  | 備考  |
|-------------|------------------------------|--|---|
| 4/29(土)     | 総会                           | ①H23年度活動報告<br>②H24年度活動計画、組織体制<br>町内会の会長、副会長、総務部長<br>は役員として防災会に参加<br>③H24年度家族連絡票の更新 他 | ◇活動費用は予算<br>化していない、必<br>要時、町内会の<br>補助を受ける<br>③項は組長に依頼 |
| 6/23(土)     | 福岡市民防災センタ<br>ー見学と体験学習        | ①見学と体験学習⇒強風体験・地震<br>体験・室内火災体験・消火訓練<br>②役員、組長 計14人参加                                  | 宗像市のマイクロバ<br>スで現地直行<br>生活安全課が引率                       |
| 6/30(土)     | 宗像市自主防災組織<br>リーダー研修会         | ①防災講座、訓練指導法など<br>②当防災会から3人参加*  | 宗像市主催<br>*大和、一色、平野                                    |
| 8/9(木)      | 第一回役員会議                      | ①防災避難訓練の実実施計画について<br>②災害時要援護者の支援について   |   |
| 9/22(土)     | 防災避難訓練<br>・市、消防本部、<br>消防団の協力 | ①救急救命の指導(公民館)<br>②避難訓練(公民館→中学校)<br>③消火器使用訓練(中学校)<br>④組長、子ども会、役員他39人参加                | 「防災かわら版」を全<br>戸回覧                                     |
| 11/7(水)     | 第二回役員会議                      | ①防災避難訓練の結果検討<br>②災害図上訓練実施計画について<br>③災害時要援護者の支援について                                   |   |
| 12/1(土)     | 災害図上訓練                       | ①日の里で起こり得る災害について<br>②災害の被害と対応策について<br>③組長、福祉員、役員 計18人参加                              | 訓練に関するアンケ<br>ート調査を実施                                  |
| 4/8(月)      | 第三回役員会議                      | 下記の総会案件の事前検討、確認  |   |
| 広報・啓発<br>活動 | 防災かわら版の発行<br>防災知識の普及         | ①防災かわら版を2回発行<br>②自助として防災読本(3種)の活用  | ①項は全戸回覧<br>②項は今後の課題                                   |

## 2. 平成24年度の特記事項 ⇒ 本年度の目標: 災害時、実際に役に立つ防災活動を推進する。

(1) 防災会における町内会長の役割分担の適正化 \* 総会(4月21日)承認事項

防災会の円滑な運営を目的に、町内会長と「防災副会長」との役割分担及び、組長の防災会への参加の仕方を改定した。 ⇒ [別紙]規約改定、基本計画、組織体制図を参照

(2) 防災役員及び、組長会の「防災緊急連絡網」を作成し周知した。

① 9月1日防災の日に市主催の模擬災害訓練に参加、連絡網を利用し所期の目的を確認した

(3) 日の里で起こり得る自然災害(集中豪雨、大型台風、直下型地震等)を想定モデルとして「災害図上訓練」を実施、健全な危機意識の共有が出来た。(参加者へのアンケート結果による)

(4) 大型台風による宗像地区全停電の場合でも、日の里の断水は回避できる見込(宗像地区水道)

(5) 規約に基づき、防災活動の「全体観の明示」の視点より、防災基本計画(初版)を策定した。

(6) 役員会議の前にワーキンググループ(作業部会)会議を計4回開催し、意思疎通に務めた。

## 日の里9丁目自主防災会規約 改定案

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、日の里9丁目自主防災会（以下「防災会」と略す）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法および地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害による人的被害の防止およびその他の被害の軽減を図ることを目的とする。なお、当防災会は町内会の下部組織と位置づける。

(事業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①防災に関する知識の普及に関すること。
- ②災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- ③防災訓練の実施に関すること。
- ④防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第4条 防災会には次の役員および班員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 会計 1名（当面、総務班長が兼務）
- 顧問 若干名
- 班長 5名
- 副班長 若干名
- 監事 2名（別に定める）
- 班員 当該年度の組長は班員として別に定める班のいずれかに所属する。

なお、会長は原則として町内会長が兼務する。副会長以下の役員は合議により選出する。

第5条 役員任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日の原則2年とし、留任することができる。

第6条 会長は、防災会を町内会の下部組織として監督する。

なお、会長に不測の事態が生じた場合は、町内会会則に準じる

- 2 副会長は、会務を統括し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。
- 3 班長は、担当班の任務遂行および会務の処理を行う。なお、副会長に不測の事態が生じた場合は、役員会において指名した班長が職務を代行する。
- 4 顧問は、防災活動の全般について広く助言し、意見具申を行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会、および役員会とする。

- 2 定例総会は、年1回4月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長、副会長、役員会のいずれかが必要と認めるとき、召集する。
- 4 役員会は、会長または副会長が必要と認めるとき、または、役員からの申し出により、必要と認めるとき、会長または副会長が召集する。
- 5 会長は会議の長となり、議事を進行する。但し、役員が代行することができる。
- 6 その他必要事項は必要に応じ、適宜定める。

(防災計画)

第8条 防災会は、災害による人的被害の防止およびその他の被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
  - ①防災組織の編成および任務分担に関すること。
  - ②防災知識の普及に関すること。
  - ③防災訓練の実施に関すること。
  - ④災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導および炊き出しに関すること。
  - ⑤その他必要とする事項。

(会計)

第9条 防災会の運営に関する費用、および資金調達については町内会の同意を得て行うものとする。

第10条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(監査)

第11条 防災会の監査は、毎年1回監事が行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(付則)

この規約は平成20年3月1日から実施する。

この規約の改定は平成25年4月 日より実施する。

以上

## 自主防災会基本計画書(案)

日の里9丁目自主防災会

## 1. 目的

当計画は、「日の里9丁目自主防災会規約 第8条」に基づき、災害よる人的被害の防止及びその他の被害の軽減を図るため、日の里9丁目自主防災会(以下防災会とよぶ)が行う防災活動に必要な事項について定める。

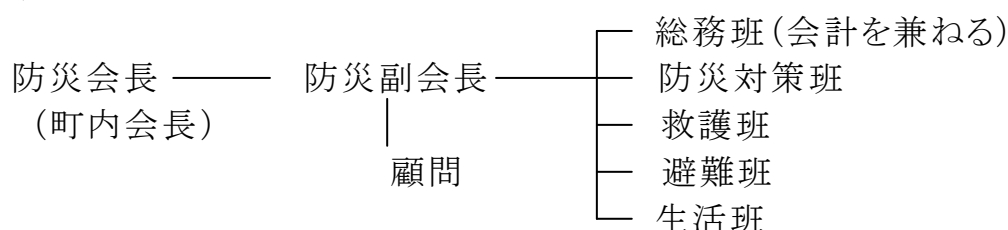
## 2. 計画事項

この計画に定める事項は次のとおり。

- (1)防災組織の編成及び任務分担
- (2)防災知識の普及
- (3)防災訓練の実施
- (4)情報収集・伝達
- (5)出火防止, 初期消火
- (6)救出・救護
- (7)避難誘導
- (8)給水・給食

## 3. 防災会の組織

## (1)組織体制



## (2)防災会長(町内会長)と防災副会長との役割分担

## ①防災会長(町内会長)の役割

- a)防災会を町内会の下部組織としての監督
- b)コミュニティ及び、市役所、消防など公的機関との対外代表  
外部との折衝、報告、連絡受けを含む
- c)災害時や防災関連行事の町内会から組長を含む町内への参加動員
- d)防災副会長からの防災会長(町内会長)への要請事項など

## ②防災副会長

- a)会務を統括し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。  
防災会長(町内会長)の任務を除く、防災会活動の全般的な任務

## (3)町内組長会の防災会各班への参加方法

防災会の各班への参加は、原則、町内組長会の部(グループ)単位とする。

## 4. 防災知識の普及

防災の基本は、「自助努力であること」、「事前準備と心構えが重要であること」との認識のもとに、防災知識の普及を図る。

- (1)地震、火災、風水害等についての原因・影響・対策に関する知識(集会場)

ビデオ鑑賞、講演会、見学会等を実施する。

(2)家庭における防災知識(防災読本)

宗像市、消防本部配付の①わが家の防災マップ(市) ②「我が家の防災チェック Book」(市) ③救急救命講習テキスト(消防)など、家庭での活用を促す。

(3)防災会の活動計画に関する知識

①全戸回覧のかわら版 ②町内組長会での紹介、伝達 ③日の里ホームページなどによるPR活動を実施する。

5. 訓練計画

地震、火災、風水害等による災害に備え、地域特性を勘案し、次のとおり訓練を行う。

(1)訓練の種類

①防災総合訓練(防災避難訓練の名称で実施)

- ・救急救命訓練(応急担架搬送法、応急手当、心肺蘇生法など)
- ・避難誘導訓練
- ・消火訓練(初期消火訓練)
- ・救護訓練(車椅子による移動)

②災害情報伝達訓練(市、コミュニティの訓練計画に合わせて実施)

③災害図上訓練

(2)訓練の実行計画

訓練の実施にあたっては、実行計画書を作成し、防災役員会の確認を得る。

(3)訓練の回数

各訓練は、原則、年1回実施する。

6. 各班の主な任務

(1)総務班

- ①町内の被害状況の把握及び防災会長への報告(町内会と分担)
- ②市役所、消防機関等との連携、情報収集活動
- ③防災会の組織運営の準備、各班との連絡調整、会計
- ④規約、防災基本計画の改定、年間活動計画(予定表)の策定など
- ⑤防災会全般の文書、パンフレット、画像類の一元管理(保存、引継)

(2)防災対策班

- ①防災訓練計画の策定
- ②啓発活動
- ③防災訓練の実行
- ④防災資機材の点検確保

(3)救護班

- ①建物の倒壊、落下物等による負傷者の救出・救護活動(災害時)
- ②負傷者の救出が困難な時の防災機関への出動要請(災害時)
- ③要援護者支援
- ④医療機関との連携

#### (4)避難班

- ①避難誘導訓練
- ②危険個所・避難所・避難経路の周知(平常時、災害時)
- ③避難誘導方法の確認及びその指示(災害時)
- ④町内会長を通じて市へ避難者の報告(災害時)
- ⑤町内会と連携して小学生などの災害時帰宅支援(災害時)

#### (5)生活班

- ①非常持出品、非常備蓄品に関する啓発活動(平常時)
- ②避難所へ物資配分(災害時)
- ③市職員、町内会、福祉会、ボランティア団体との連携(平常時、災害時)
- ④炊き出し(災害時)

#### 7. 防災用品の準備、備蓄の範囲

- (1)防災資機材は「防災資機材管理表」の記載工具類のみ防災会で保管し、原則、年1回在庫確認を行い、不足分は充足する。(9丁目公民館に保管)
- (2)災害時に備えた、水、食料、生活用品、薬品類等は、防災会では保管しない、必要な物品は全て、各家庭で準備することとする。

#### 8. 二次災害の防止

二次災害防止の観点から、原則として、災害時、防災会員は自主的な判断により、安全性が確保された状態でのみ活動する。

#### 9. 日の里地区の市指定避難場所

- (1)市指定の避難場所は、東小学校、中学校、西小学校
- (2)災害発生時、市の判断により開設し結果を、防災会長(町内会長)に連絡する。

#### 10. 災害発生時の連絡先

- (1)第一報は当事者又は発見者が消防など防災機関へ連絡する。
- (2)当防災会の連絡先は防災会長(町内会長)とする。

#### 11. 防災関係機関との協議

防災活動が円滑に推進されるよう関係機関と連絡を密にし、随時指導を受ける。

|                | 場所             | 電話           |
|----------------|----------------|--------------|
| 宗像市役所生活安全課     | 宗像市東郷1丁目1番1号   | 0940-36-5050 |
| 宗像消防本部         | 宗像市田熊5丁目1番3号   | 0940-36-2425 |
| 宗像警察署          | 宗像市東郷1丁目2番2号   | 0940-36-0110 |
| 日の里コミュニティ(事務局) | 宗像市日の里1丁目16番1号 | 0940-37-1587 |

\*緊急時の電話番号(携帯共通) ・宗像消防本部:119 ・宗像警察署:110

#### 12. 役員及び文書類の引継

- (1)防災会や防災活動に関わる関連文書は、改廃を行い、一元的に管理する。
- (2)年度末の役職交代時に、基本計画書及び、各種実行計画などを基に、確実な引継を行い、実効性のある防災活動を持続させる。

2013年4月21日

## 平成25年度 自主防災会の組織・役員体制 (案)

\* 敬称略

9丁目自主防災会

|                |         |   |   |                            |
|----------------|---------|---|---|----------------------------|
| 防災会長<br>(町内会長) | 今川泰志    | ①防災会を町内会の下部組織としての監督 ②コミュニティ及び、市役所、消防など公的機関との対外的な代表 ③災害時や防災関連行事の町内会から組長を含む町内への参加動員など |   |                            |
| 防災副会長          | 大和伸國    | ①会務を統括し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。   |   |                            |
| 顧問             | ◇町内会:   | ◇前年度町内会:  | ◇福祉部主任:                                   |                            |
| 班名             | ・班長 副班長 | 平常時の活動  | 災害時の活動                                    | 組長会班員                      |
| 総務班            | 2人      | ・規約、基本計画の改定、初期案件検討支援<br>・各班との連絡調整・公的機関との連携<br>・情報収集活動、・防災会の運営準備・会計他                 | ・会長等と連携して班員召集<br>・各班の統制および調整<br>・情報収集連絡活動 | 総務、会計<br><1> (1)<br>公民館(2) |
| 防災対策班          | 3人      | ・防災実行計画策定・啓発活動<br>・防災訓練の実施・資機材の確保点検 他   | ・他の班との連携                                  | 文書<br>(5)                  |
| 避難班            | 3人      | ・避難誘導訓練・危険箇所、避難場所、避難経路の周知 他   | ・避難経路の安全確認・避難誘導<br>・避難情報の伝達               | 生活環境部<br>(5)               |
| 救護班            | 1人      | 要救護者支援組織との連携  | ・負傷者の救出救護、防災機関への出動要請<br>・同左支援組織との連携       | 健康福祉部<br>(5)               |
| 生活班            | 1人      | 非常持出品、非常備蓄品に関する啓発活動   | 関連組織・団体との連携<br>・避難所へ物資配分<br>・炊き出し         | 教育文化部<br>(5)               |

\* 会計は当面 総務班で担当する(町内会からの補助金で賄う)

■ 組長会班員: □総務・会計・公民館 = 4人    □文書配布 = 5人    □生活環境部 = 5人  
                   □健康福祉部 = 5人                    □教育文化部 = 5人

注) ホームページのため、役職者の氏名は一部省略しています、必要に応じて、会長、副会長にご確認下さい。



1. 主要行事

| 時期  | 活動計画                     | 活動内容 対象者 時間場所等  | 備考                             |
|-----|--------------------------|---|--------------------------------|
| 4月  | 総会                       | ①H24年度活動報告<br>②H25年度活動計画、組織体制<br>町内会の会長、副会長、総務部長は役員として防災会に参加<br>③副会長から住民(組長)の皆さんへの依頼                                | ①活動費用は予算化していない、必要時、町内会の補助を受ける。 |
| 6月  | 宗像市自主防災組織リーダー研集会         | ①防災講座、訓練指導法など<br>②当防災会から例年2~3人参加  | 宗像市主催                          |
| 6月  | 福岡市防災センター見学と体験学習         | ①見学と体験学習⇒強風体験・地震体験・室内火災体験・消火訓練<br>②役員、組長が参加の対象  |                                |
| 9月  | 宗像市模擬災害訓練                | 市主催の模擬災害訓練に当防災会も参加  | 9/7 日予定                        |
| 9月  | 防災避難訓練<br>・市、消防本部、消防団の協力 | ①救急救命の指導(公民館)<br>②避難訓練(公民館→避難場所)<br>③消火器使用訓練(避難場所)<br>④組長、子ども会、一般者、役員が対象  | 「防災かわら版」の発行                    |
| 11月 | 災害図上訓練                   | ①日の里で起こり得る災害について<br>②災害の被害と対応策について<br>③組長、福祉員、子ども会、役員が対象  | 同上                             |
| 適宜  | 啓発活動                     | ①防災関連ビデオの鑑賞、意見交換など<br>主として訓練時、公民館にて実施<br>②防災読本の活用<br>各家庭での自助の一環として実施要請<br>③町内防災かわら版の発行(全戸回覧)<br>④訓練終了後、アンケート調査の実施など |                                |
| 適宜  | 役員会議の開催                  | 定例会議の時期(昨年度の例など)<br>①防災避難訓練の前(8月)<br>②災害図上訓練の前(10月)<br>③総会の前(3月)<br>*必要に応じ組長会議に報告し協力依頼                              |                                |
| 適宜  | ワーキンググループ会議の開催           | ①直近の役員会の事前検討(班長会議)<br>②防災会の各班にまたがる横断的な案件の調査検討(作業部会⇒決定権はない)  |                                |

2. 平成25年度の課題 (コミュニティの防災組織の発足に伴い、規約及び計画案など、変わり得る)

- (1)災害時要援護者支援の考え方、実施事項、役割分担、体制案などの検討
- (2)自助を中心とした啓発活動の推進(市、消防本部が配付した防災読本の活用のPR)
- (3)大型台風の接近時などのため、町内での緊急避難場所(西保育園など)を確保
- (4)防災情報を迅速な把握するため「防災メール・まもるくん」などの登録の促進